

情報提供書の運用について

1. 報告対象

① 院外処方せん情報提供書

- 緊急性は低いが医師に情報提供が必要な場合（アドヒアランスや残薬の報告、次回以降の処方提案など）
- 主治医（処方医）と保険薬局で情報の共有が必要な場合
- その他、保険薬局の薬剤師が情報提供を必要と判断した場合

《注意事項》

- 院外処方せん情報提供書での報告・確認は疑義照会ではありません。緊急性がある場合、調剤前に確認が必要な事項がある場合などは、従来通り疑義照会を行ってください。
- 院外処方せん情報提供書に対する医師の回答は義務ではありません。

② 変更調剤後の情報提供について（後発医薬品変更調剤・一般名処方調剤）

- 後発医薬品情報提供書での報告は廃止し、お薬手帳での確認に変更します
- 運用方法の変更にあたっては厚生労働省通知「処方せん記載された医薬品の後発医薬品への変更について（平成 24 年 3 月 5 日 保医発 0305 第 12 号）」における「あらかじめ合意が得られている場合」に基づき変更する
- 必ずお薬手帳の発行・記載を行い、医療機関へ持参するよう指導をお願いします

2. 報告方法

所定の様式に必要事項を記入後、FAX 又は郵送（持参）で報告をして下さい。

郵送（持参）で報告をする場合は、封筒に①「院外処方せん情報提供書（後発医薬品情報提供書）在中」、②差出人情報（保険薬局名、報告者など）、③報告先の診療科名の 3 点を必ず明記して下さい。【封筒記載例】

3. 報告先

当院 FAX コーナーへ FAX（0186-45-1314）又は郵送（持参）をして下さい。

平成 27 年 12 月 1 日 初版

令和 6 年 4 月 1 日 一部改定

大館市立総合病院薬剤科作成